

令和3年度第8回建築審査会 会議要旨

1. 日時 令和4年2月14日(月) 午前10時00分から11時49分まで

2. 場所 大阪市中央公会堂 地下1階 大会議室

3. 出席者

(委員)

阿部委員(記録責任者)、清水委員、水野委員(記録責任者)、柳原委員

(幹事)

[計画調整局] 坂中(建築指導部長)、

高林(建築企画課長)、生駒(建築情報担当課長)

水野(建築確認課長)、中森(監察課長)

黒木(都市計画課長代理)(注1)、中坊(開発誘導課長)

[消防局] 森(消防設備指導担当課長)

[環境局] 河合(環境管理課長)

(事務局)

[計画調整局] 伊東(注2)、木戸(注2)、太田(注2)、岡崎(注2)、谷口、辻
(注1) 幹事の代理として出席

(注2) 書記

4. 議題

(1) 個別同意案件

- ・ 議案第19号 指定容積率の限度を超えるもの(建築基準法第52条第14項)について
- ・ 議案第20号 指定容積率の限度を超えるもの(建築基準法第59条の2第1項)について
- ・ 議案第21号 指定容積率の限度を超えるもの(建築基準法第59条の2第1項)について
- ・ 議案第22号 指定容積率の限度を超えるもの(建築基準法第59条の2第1項)について
- ・ 議案第23号 接道義務の特例許可(建築基準法第43条第2項第2号)について

(2) 一括同意基準の制定

- ・ 議案第24号 2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物許可にかかる建築審査会一括同意基準の制定について

(3) 一括同意案件の報告

- ・ 接道義務の特例許可(建築基準法第43条第2項第2号)における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告について
- ・ 道路内建築物の特例許可(建築基準法第44条第1項第2号)における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告について
- ・ 日影による中高層建築物の高さの制限の特例許可(建築基準法第56条の2第1項ただし書き)における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告について

(4) その他

5. 議事要旨

(1) 個別同意案件

- ・ 議案第19号

指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第 52 条第 14 項）について説明を行い、建築計画について質問があり、事務局より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

- ・ 議案第 20 号

指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第 59 条の 2 第 1 項）について説明を行い、建築計画について質問があり、事務局より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

- ・ 議案第 21 号

指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第 59 条の 2 第 1 項）について説明を行い、建築計画について質問があり、事務局より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

- ・ 議案第 22 号

指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第 59 条の 2 第 1 項）について説明を行い、建築計画について質問があり、事務局より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

- ・ 議案第 23 号

接道義務の特例許可（建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号）について説明を行い、建築計画の経緯等について質問があり、事務局より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

(2) 一括同意基準の制定

- ・ 議案第 24 号

2025 年日本国際博覧会における建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物許可にかかる建築審査会一括同意基準の制定について説明を行い、基準内容について質問があり、事務局より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

(3) 一括同意案件の報告

- ・ 接道義務の特例許可（建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて報告を行った。
- ・ 道路内建築物の特例許可（建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号）における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告について報告を行った。
- ・ 日影による中高層建築物の高さの制限の特例許可（建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書き）における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告について報告を行った。

(4) その他

6. 会議資料

- (1) 建築許可に関する建築審査会の同意について（依頼）
- (2) 2025 年日本国際博覧会における建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物許可にかかる建築審査会一括同意基準の制定について
- (3) 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
- (4) 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
- (5) 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告

以上で議事は終了した。

次回は、令和 4 年 3 月 10 日（木）午前 10 時より開催されることになった。